

○ 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 ○ 毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（毒物）</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一〜六 （略）</p> <p>六の二 クロトンアルデヒド及びこれを含有する製剤</p> <p>六の三 （略）</p> <p>六の四 クロロ酢酸メチル及びこれを含有する製剤</p> <p>六の五〜六の十一 （略）</p> <p>七〜十九の二 （略）</p> <p>十九の三 テトラメチルアンモニウムヒドロキシド及びこれを含有する製剤</p> <p>十九の四〜十九の六 （略）</p> <p>二十〜二十四の五 （略）</p> <p>二十四の六 ブロモ酢酸エチル及びこれを含有する製剤</p> <p>二十四の七 （略）</p> <p>二十五〜三十一 （略）</p> <p>（劇物）</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p>	<p>（毒物）</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一〜六 （略）</p> <p>六の二 （新設）</p> <p>六の三 （略）</p> <p>六の四 （新設）</p> <p>六の五〜六の九 （略）</p> <p>七〜十九の二 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>十九の三〜十九の五 （略）</p> <p>二十〜二十四の五 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>二十四の六 （略）</p> <p>二十五〜三十一 （略）</p> <p>（劇物）</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p>

一〇三十一の二 (略)

三十二 (略)

(1) (105) (略)

(106) 二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベ

ンジルⅡ(Z)―(一R・三R)―三―(二―シアノプロパー

―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート

、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベ

ンジルⅡ(E)―(一R・三R)―三―(二―シアノプロパー

―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート

、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベ

ンジルⅡ(Z)―(一S・三S)―三―(二―シアノプロパー

―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート

、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベ

ンジルⅡ(EZ)―(一RS・三SR)―三―(二―シアノプロ

パー―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシ

ラート及び二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメ

チル) ベンジルⅡ(E)―(一S・三S)―三―(二―シアノプ

ロパー―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキ

シラートの混合物(二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メ

トキシメチル) ベンジルⅡ(Z)―(一R・三R)―三―(二―

シアノプロパー―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパン

カルボキシラート八〇・九%以下を含有し、二・三・五・六―テ

トラフルオロ―四―(メトキシメチル) ベンジルⅡ(E)―(一

R・三R)―三―(二―シアノプロパー―エニル)―二・二―

ジメチルシクロプロパンカルボキシラート一〇%以下を含有し、

二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル) ベン

一〇三十一の二 (略)

三十二 (略)

(1) (105) (略)

(新設)

ジルⅡ (Z) — (一S・三S) — 三 — (二—シアノプロパー—
 エニル) — 二 — 二—ジメチルシクロプロパンカルボキシラート二
 %以下を含有し、二・三・五・六—テトラフルオロ—四—(メト
 キシメチル) ベンジルⅡ (EZ) — (一RS・三SR) — 三 — (二—
 シアノプロパー—エニル) — 二 — 二—ジメチルシクロプロ
 パンカルボキシラート—%以下を含有し、かつ、二・三・五・六
 —テトラフルオロ—四—(メトキシメチル) ベンジルⅡ (E) —
 (一S・三S) — 三 — (二—シアノプロパー—エニル) — 二 —
 二—ジメチルシクロプロパンカルボキシラート〇・二%以下を含有
 するものに限る。) 並びにこれを含有する製剤

(107) |
) (170) |
 (略)

三十三 (略)

三十三の二 二—(ジエチルアミノ) エタノール及びこれを含有する
 製剤。ただし、二—(ジエチルアミノ) エタノール〇・七%以下を
 含有するものを除く。

三十三の三 (略)

三十四〇百九 (略)

2 (略)

(106) |
) (169) |
 (略)

三十三 (略)

(新設)

三十三の二 (略)

三十四〇百九 (略)

2 (略)